

## 事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	松林公民館
事務事業名	公民館利用者活動支援事業		

事業概要	<p>公民館を利用する団体・サークルの利用申請の受け付け、貸室・備品等の貸し出しにかかる業務や、業務運営上必要な物品の整理等、公民館の適正な運営を図るための業務管理を行います。また、運営にあたり、5館でとりまとめることで事務の効率化及び経費の削減が見込まれる事項については、5館連携のもと、随時実施します。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>社会教育法（抜粋）</p> <p>(目的)</p> <p>第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(公民館の事業)</p> <p>第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>

# 事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	松林公民館
事務事業名	施設維持管理業務		

事業概要	<p>利用者が安全快適に公民館を利用できるよう、施設の維持管理を行います。また、公民館施設の設備の保守点検を定期的に実施し、適正な施設管理を行います。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>社会教育法（抜粋）</p> <p>(目的)</p> <p>第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(公民館の事業)</p> <p>第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>

事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	松林公民館
事務事業名	子ども事業		

事業概要	<p>子どもが健やかに育まれるよう地域の人たちとのふれあいや交流を通じて、子どもの居場所づくりを進めます。対面形式を中心としながらオンラインや動画配信を含めた講座等を、公民館利用団体やボランティアの協力もいただきながら開催し、様々な学習体験の場を提供します。</p> <p>また、地域団体や学校等との連携により、学校区や学年を超えた子ども同士や大人と子どもの交流の促進を図ります。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>社会教育法（抜粋）</p> <p>(目的)</p> <p>第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(公民館の事業)</p> <p>第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>

## 事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	松林公民館
事務事業名	家庭教育支援関連事業		

事業概要	<p>子育てに対する不安やストレスが一層社会問題化しているなか、家庭教育支援の充実を図るため、オンラインや動画配信の手法を取り入れながら、家庭教育をテーマとした学習機会及び親子のふれあいの場を提供します。</p> <p>子育てに関する相談及び育児に役立つ情報提供並びに身近で気軽に参加できる憩い、交流及び仲間作りの場などを提供し、子育てに不安や悩みを持つ保護者が、安心して家庭教育を行えるよう、子育て（家庭教育）への支援を進めます。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>社会教育法（抜粋）</p> <p>(目的)</p> <p>第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(公民館の事業)</p> <p>第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>

事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	松林公民館
事務事業名	シニア事業		

事業概要	<p>シニア世代が地域からの孤立に陥らず、生涯にわたって元気に活躍し続けられるよう社会参加へのきっかけづくりを図るための学習機会を提供します。</p> <p>デジタル・ディバイドから生まれる課題（便利で豊かな社会になっていく一方、高齢者を置き去りにしてしまう）を解決するため、ICT利活用を支援するための講座を実施します。また、市の関係部局、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、地域包括支援センター等と連携し、デジタル・ディバイド解消に向けた取り組みについて検討します。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>社会教育法（抜粋）</p> <p>(目的)</p> <p>第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(公民館の事業)</p> <p>第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>

## 事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	松林公民館
事務事業名	博物館連携事業		

事業概要	<p>茅ヶ崎市博物館の展示や貯蔵品をはじめ、様々なコンテンツを活用し、文化財保護の啓発及び活用の促進、郷土愛の醸成等、ミュージアムリテラシー向上の一助となるよう、社会教育課及び博物館と連携しながら講座を実施します。</p> <p>公民館の利活用の幅を拡大するためのデジタル環境を整備し、ICTを活用した社会教育に係る情報発信に努めます。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>社会教育法（抜粋）</p> <p>(目的)</p> <p>第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(公民館の事業)</p> <p>第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>

## 事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	松林公民館
事務事業名	地域課題解決等事業		

事業概要	<p>社会的要請課題や現代的課題として、食育・健康・環境問題・安全安心・情報化・共生社会・コミュニケーションスキル等をテーマとし、地域団体との共催・協力など多様な方法により事業を実施します。また、地域の人たちが集い、交流できる場を提供しながら、自分の住む地域への理解と地域の中でのコミュニケーションを喚起し、地域づくりや地域の教育力の向上を図られるよう支援し、参加者の交流を図ります。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>社会教育法（抜粋）</p> <p>(目的)</p> <p>第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(公民館の事業)</p> <p>第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>

## 事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	松林公民館
事務事業名	学習成果活用・学習情報提供事業		

事業概要	<p>公民館まつりの開催等により、利用団体・サークルによる日頃の学習成果を地域に還元する機会を提供します。また、公民館だより及び公民館情報紙の発行並びにチラシの配架、ホームページ及びSNSによる情報発信を活用し、地域や学習者のニーズに応じた学習機会や講座等の情報を提供します。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>社会教育法（抜粋）</p> <p>(目的)</p> <p>第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(公民館の事業)</p> <p>第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>

事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	松林公民館
事務事業名	次世代育成ネットワーク事業		

事業概要	<p>次代の社会を担う子どもを育成するとともに、地域の活性化を図るため、地域の小中学校や教育関係の機関・団体等と連携し、子どもたちの参加の機会を提供します。公民館運営の担い手として、主催事業や通常業務のボランティアに参画いただくほか、職場体験、インターンシップの受け入れを実施します。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>社会教育法（抜粋）</p> <p>(目的)</p> <p>第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(公民館の事業)</p> <p>第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期講座を開設すること。</li> <li>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>

## 事務事業概要書

部名	教育推進部	課かい名	松林公民館
事務事業名	公民館運営審議会事務		

事業概要	社会教育施設として、地域全体の視点から公民館のあり方や基本的な運営方針、事業実施状況等について評価等を行い、公民館長の諮問に応じ、様々な課題について調査審議を行う公民館運営審議会に係る庶務を行います。
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>社会教育法(抜粋) (公民館運営審議会)</p> <p>第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。</p> <p>2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。</p> <p>(昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正)</p> <p>第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長)が委嘱する。</p> <p>2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>茅ヶ崎市立公民館条例(抜粋) (審議会の設置)</p> <p>第16条 法第29条第1項の規定により公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(平24条例10・追加)</p> <p>(委員)</p> <p>第17条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 委員の定数は、7人以内とする。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることがある。</p>